

# あいりハ福祉用具広島

## 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 あいりは株式会社が開設するあいりハ福祉用具広島（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」）を提供することを目的とする。

### (指定特定福祉用具販売等の運営方針)

- 第2条 指定特定福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 2 特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称           あいりハ福祉用具広島
- ② 所在地       広島県広島市霞2丁目1 - 1 - 101・102

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者   1名（常勤職員、専門相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売等の提供に当たるものとする。

② 福祉用具専門相談員：常勤換算で2.0人以上

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売計画または特定介護予防福祉用具販売計画の作成・変更等を行う。また、指定特定福祉用具販売等の提供に当たり、当該計画に基づき、福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、特定福祉用具に関する情報提供並びに、使用方法の指導その他必要な援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日と12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。

(指定特定福祉用具販売等の提供方法及び取扱種目)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状況若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に設定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意をえるものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。
- 4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- 5 事業所で取り扱う特定福祉用具等の種目は次のとおりとする。
  - (1) 腰掛便座
  - (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
  - (3) 入浴補助用具
  - (4) 簡易浴槽
  - (5) 移動用リフトのつり具の部分
  - (6) 排泄予測支援機器

(販売費用の額その他の費用の額等)

第7条 指定特定福祉用具販売等の額は、事業所内に備え付ける目録に掲載された額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり50円徴収する。

3 特定福祉用具等の搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、広島市・東広島市・廿日市市・安芸郡・呉市区域とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定特定福祉用具販売等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。

3 指定特定福祉用具販売等の提供を行う従業者は、常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及び家族等から提示を求められた時は、これを提示する。

(感染症・非常災害対策)

第10条 感染症・非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、委員会を開催し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を実施する。

(人権擁護・虐待防止)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、委員会を開催し、指針の整備を行い、事業所の従事者に対し研修の機会を確保する。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族並びに介護支援相談員又は地域包括支援センター及び市区町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定特定福祉用具販売等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市区町村や国民健康保険団体連合会（以下、「市区町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市区町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市区町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第15条 事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(従業員の研修)

第16条 事業者は、全ての従業員に対し、その資質向上のため、以下のとおり研修機会を設ける者とする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内に実施

(2) 継続研修 年に2回以上実施

(記録の整備)

第17条 事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 特定福祉用具販売計画及び特定介護予防福祉用具販売計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 利用者に関する市区町村への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所は、指定特定福祉用具販売等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はあいは株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和４年11月１日から施行する。

この規定は、令和５年２月１日から施行する。

この規定は、令和５年４月１日から施行する。

この規定は、令和５年５月１日から施行する。

この規定は、令和５年９月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。